

公益社団法人日本母性衛生学会 「査読功労賞」選考規程

第1条（名称）

本賞は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下、学会という）「査読功労賞」（以下、本賞という）と称する。

第2条（目的）

本賞は、機関誌「母性衛生」の査読に精力的に貢献された方々の功績を称えるもので、「母性衛生」の学術的価値の維持・発展に貢献する学術成果の創出に寄与することを目的としている。

第3条（受賞資格）

本賞は、以下の全ての項目を満たす受賞資格者のなかから選考する。

- (1) 査読時に学会の正会員であること。
- (2) 対象期間は、毎年8月1日～翌年7月31日(以下、「対象年」という。)とし、この間に査読を担当した者を対象とする。

第4条（対象者の除外）

本賞受賞歴があるものは選考の対象から除外する。

第5条（選考主体）

本賞の一次選考（受賞該当者の抽出）は、選考内規に従い、表彰対象候補者リストを決定し、本選考は学術論文表彰選考委員会により行い、選考理由とともに選考結果を理事会に諮り、受賞者を決定する。

第6条（選考方法）

- (1) 本賞を授与する人数は、対象年の査読者人数の5%を目安とする。
- (2) 一次選考では、査読者1（代議員・一般査読者）と査読者2（理事・幹事）よりそれぞれ査読件数の上位該当者を抽出する。対象候補者が上限人数を超える場合、または上限人数に至らない場合には、選考内規により総合的・俯瞰的に表彰対象候補者リストを決定する。
- (3) 本選考では、表彰対象候補者リストに基づき学術論文表彰選考委員会にて審議を行い、本賞の目的を踏まえ、表彰対象候補者を選考し、理由を添えた上で理事会へ推薦する。理事会は、表彰対象者を決定する。

第7条（表彰）

本賞は、公益社団法人日本母性衛生学会総会において、理事長より授与されるものとする。

第8条 この規程の改廃は理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、令和7年9月6日より施行する。

ただし、適用は対象年開始日の令和7年8月1日からとする。

（参考）

全査読者 115名の5%（5.7名）程度

査読者1：71名から2～3名

査読者2：44名から2～3名

査読功労賞選考内規

1. 対象期間・対象論文

毎年8月1日から翌年7月31日までに新たに査読を担当した論文を対象とする。
前年度から継続して査読している論文、および修正後の再査読は担当論文数に含めない。

2. 対象者

対象期間に査読者1（代議員・一般査読者）または査読者2（理事・幹事）として査読を行った者を対象とする。査読者3（編集委員）としての査読は担当論文数に含めない。

3. 選考基準

- 1) 担当論文数が多い順に選考する。
- 2) 査読期限（1か月）を超過している担当論文は対象外とする。
- 3) 担当論文数が同数の場合は、これまでの査読者歴等を考慮して順位を決める。

4. 選出人数

規程に定める人数の範囲で、査読者1・査読者2からそれぞれ選出する。

5. その他

本内規に定めのない事項および疑義が生じた事項は、学術論文表彰選考委員会にて協議のうえ決定する。

※ 受賞歴のある者の除外、および選出人数の目安（対象年の査読者人数の5%）は、
規程本則（対象者の除外・選考方法）に定めるとおり。

2026年9月5日理事会承認